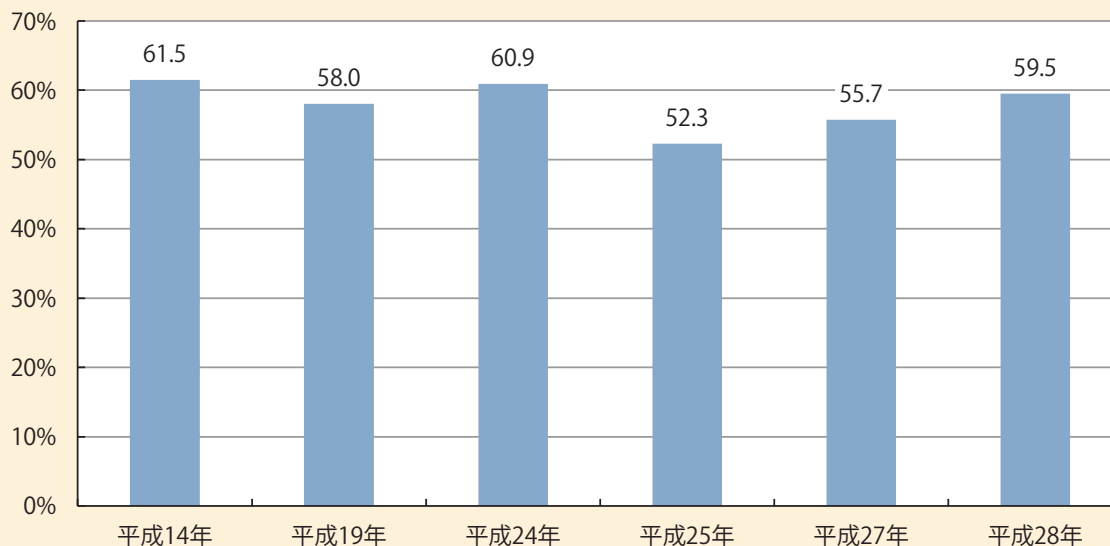


2 ▶ 職場におけるメンタルヘルス対策の状況

仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスを感じている労働者の割合は、平成28（2016）年は59.5%であり、依然として半数を超えている（第2-1図）。

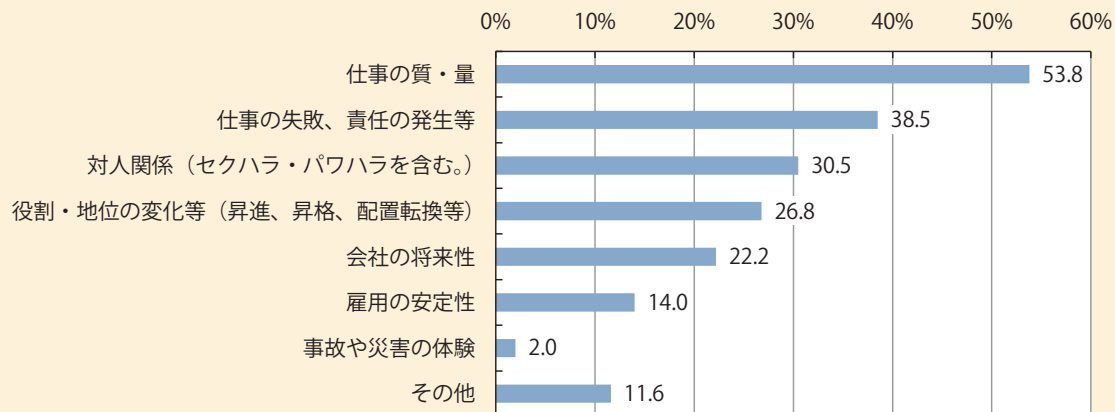
第2-1図 仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合



（資料出所）厚生労働省「労働安全衛生調査（実態調査）」
ただし、平成14年、19年、24年は厚生労働省「労働者健康状況調査」
（注）常用労働者10人以上を雇用する事業所を対象

「仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる」とした労働者のうち、その内容をみると、「仕事の質・量」（53.8%）が最も多く、次いで、「仕事の失敗、責任の発生等」（38.5%）、「対人関係（セクハラ・パワハラを含む。）」（30.5%）となっている（第2-2図）。

第2-2図 「仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる」とした労働者のうち、その内容（平成28年）

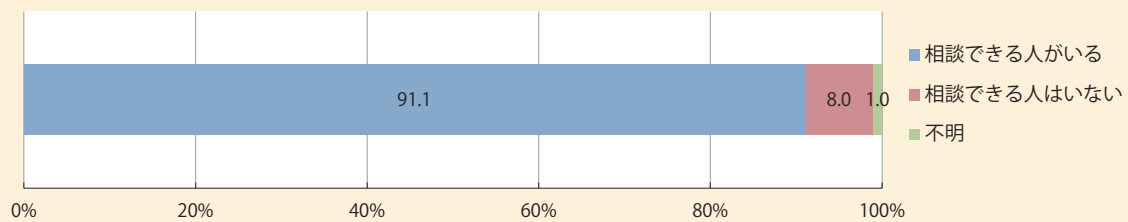


（資料出所）厚生労働省「平成28年労働安全衛生調査（実態調査）」
（注）1. 常用労働者10人以上を雇用する事業所を対象
2. 3つ以内の複数回答

現在の自分の仕事や職業生活でのストレスについて「相談できる人がいる」とする労働者の割合は91.1%となっており、「相談できる人がいる」とする労働者が挙げた相談相手は、「家族・友人」(84.8%)が最も多く、次いで、「上司・同僚」(76.0%)となっている(第2-3図、第2-4図)。また、家族・友人等を除き、職場に事業外資源(事業場外でメンタルヘルス対策の支援を行う機関及び専門家)を含めた相談先がある労働者の割合は71.2%である。

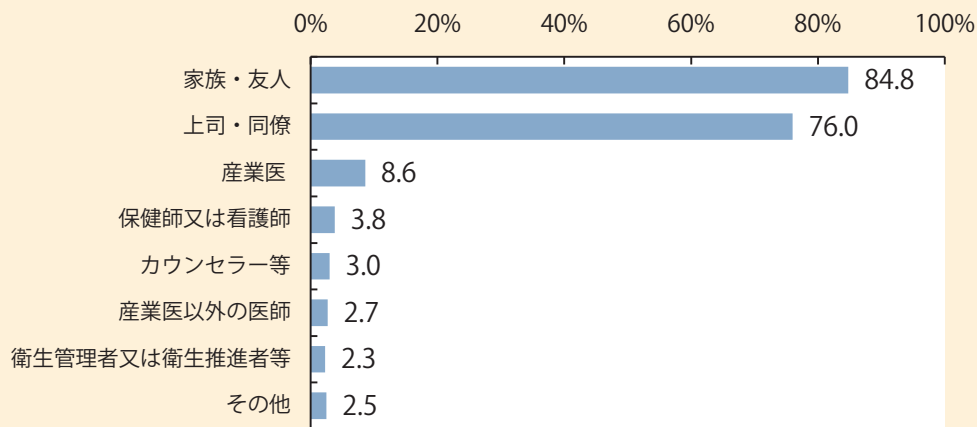
なお、大綱において、2022年までに仕事上の不安悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を90%以上とすることを目標としている。

第2-3図 ストレスを相談できる人の有無(平成28年)



(資料出所) 厚生労働省「平成28年労働安全衛生調査(実態調査)」
(注) 常用労働者10人以上を雇用する事業所を対象

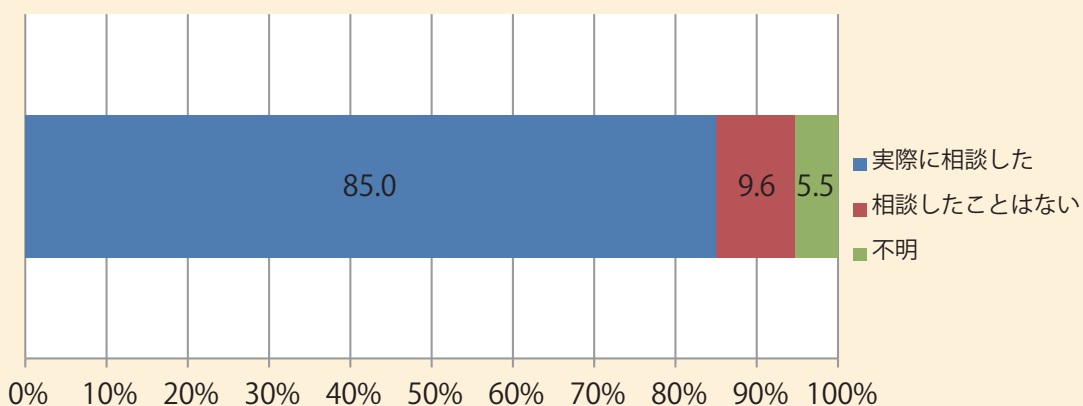
第2-4図 「相談できる人がいる」とした労働者のうち、労働者が挙げた相談相手(平成28年)



(資料出所) 厚生労働省「平成28年労働安全衛生調査(実態調査)」
(注) 1. 常用労働者10人以上を雇用する事業所を対象
2. 複数回答

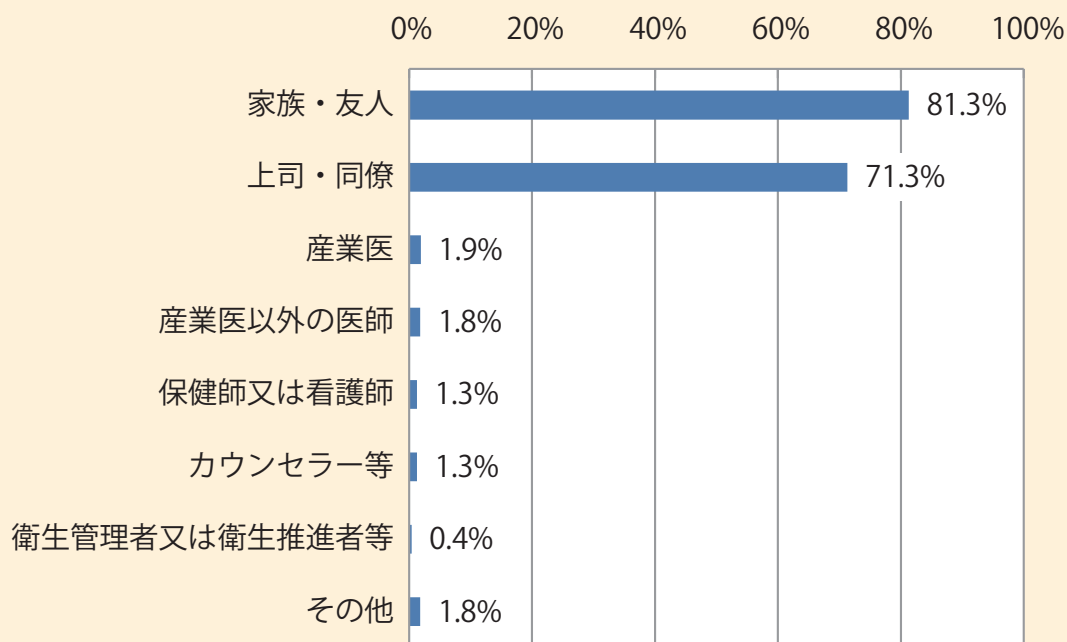
また、「ストレスを相談できる人がいる」とした労働者のうち、実際に相談した人がいる労働者の割合は85.0%となっており、実際に相談した相手を見ると、「家族・友人」(81.3%)が最も多く、次いで、「上司・同僚」(71.3%)となっている(第2-5図、第2-6図)。

第2-5図 「ストレスを相談できる人がいる」とした労働者のうち、実際に相談した人がいる労働者の割合（平成28年）



(資料出所) 厚生労働省「平成28年労働安全衛生調査(実態調査)」
 (注) 常用労働者10人以上を雇用する事業所を対象

第2-6図 「実際に相談した人がいる」労働者のうち、実際に相談した相手（平成28年）



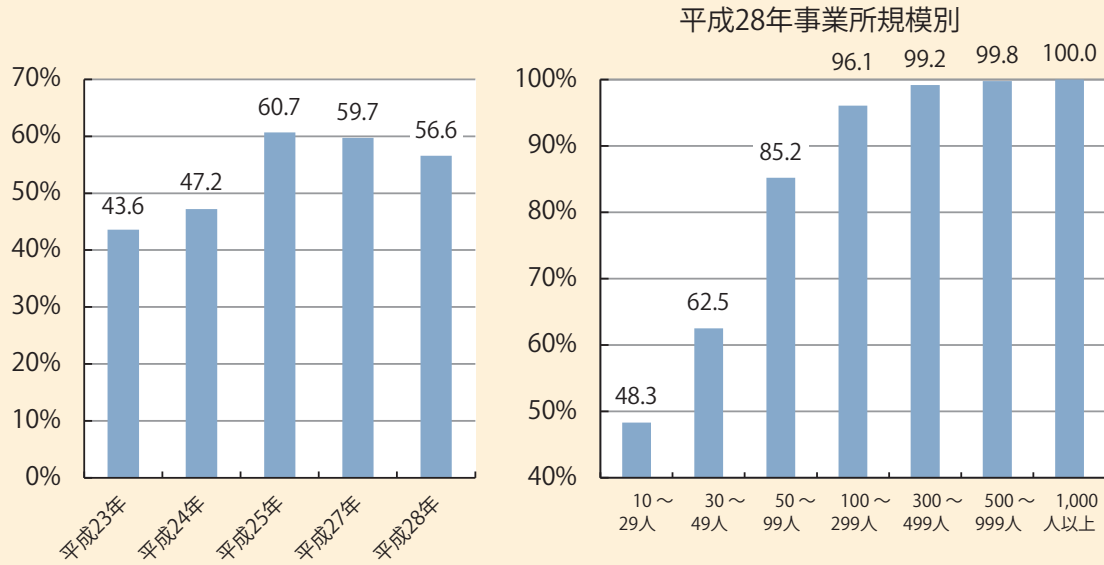
(資料出所) 厚生労働省「平成28年労働安全衛生調査(実態調査)」
 (注) 1. 常用労働者10人以上を雇用する事業所を対象
 2. 複数回答

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合は、56.6%（平成28年）となっている。また、事業所の規模別にみると、50人以上の事業所は80%を超える割合となっている一方、10人～29人の事業所は48.3%となっている。なお、大綱において、2022年までにメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とすることを目標としている（第2-7図）。

また、平成27年12月から施行されている、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）を集団分析して、その結果を活用した事業場の割合は37.1%（平成28年）となっている。

なお、大綱において、ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上とすることを目標としている。

第2-7図 メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所の割合

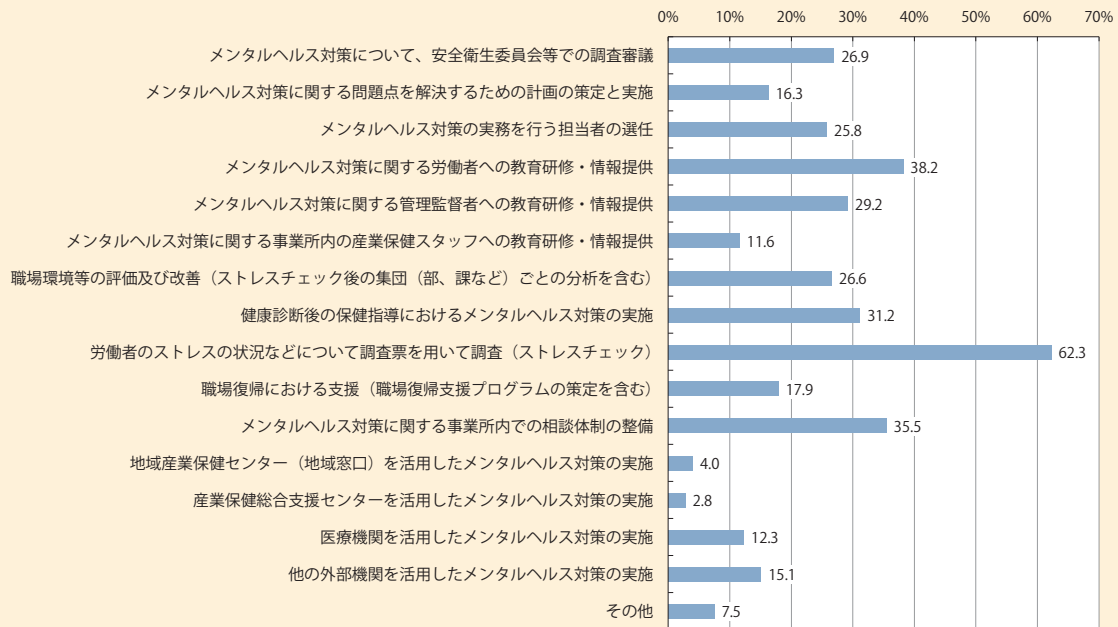


(※)「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づく数値目標⇒メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上(2022年まで)

(資料出所) 厚生労働省「労働安全衛生調査(実態調査)」
 ただし、平成23年は厚生労働省「労働災害防止対策等重点調査」
 平成24年は厚生労働省「労働者健康状況調査」

(注) 常用労働者10人以上を雇用する事業所を対象

第2-8図 メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所における取組内容(平成28年)



(資料出所) 厚生労働省「平成28年労働安全衛生調査(実態調査)」

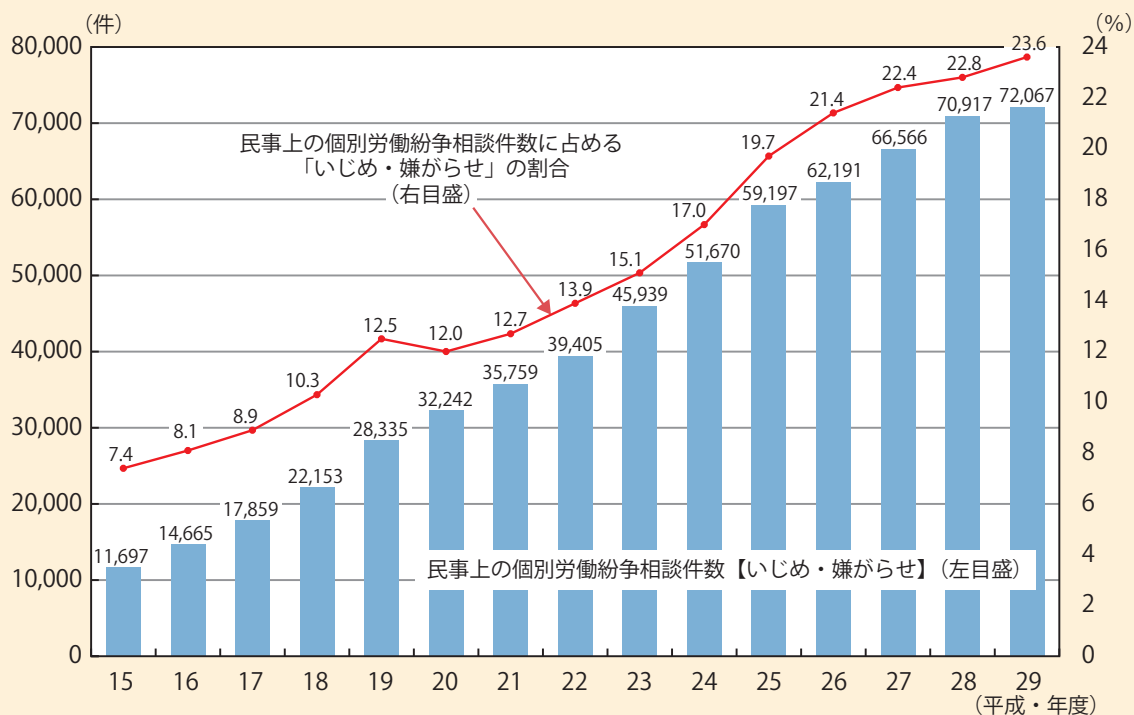
(注) 1. 常用労働者10人以上を雇用する事業所を対象
 2. 複数回答

職場のハラスメントの問題については、近年、全国の総合労働相談コーナーへの「いじめ・嫌がらせ」の相談件数が増加するなど、社会問題として顕在化している。

具体的には、総合労働相談コーナーにおいて、民事上の個別労働紛争に係る相談を平成29（2017）年度中253,005件受け付けているが、そのうち、職場での「いじめ・嫌がらせ」に関する相談受付件数は、72,067件（23.6%）であり、相談内容として最多となっている（第2-9図）。

第2-9図

民事上の個別労働紛争相談件数に占める「いじめ・嫌がらせ」の割合及び相談件数



(資料出所) 厚生労働省「個別労働紛争解決制度施行状況」